各　　位

2023年8月4日

　　　能勢町商工会

弊事務組合が利用している㈱エムケイシステムのサーバが、ランサムウェアによる不正アクセスを受けたことに伴う対応状況について

謹啓　益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

弊事務組合では、株式会社エムケイシステム（以下「MKシステム」という）が提供している「SR-SaaSシステム（社労夢）」を利用して、労働保険に関する申告・徴収・納付等の事務処理を行っておりますが、令和5年6月5日（月）にMKシステムのサーバがランサムウェアによる第三者からの不正アクセスを受け、同日以降システム停止の状態が長らく続いておりました。（年度更新をはじめ、その他同期間に委託頂いた処理は無事に完了しております。）

弊事務組合では、このシステム（社労夢）に、事務委託頂いている事業所様の「事業所情報（名称、所在地、事業主氏名、口座振替の情報等）」、「労働保険の特別加入に関する情報（氏名、生年月日等）」及び「労働保険料等の申告・納付額」等を登録しておりますが、MKシステムによりますと、現時点で個人情報を含む、これらすべての情報について**漏洩の事実は確認されていない**とのことです。しかしながら、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）等の定めに従い、事業所様と弊事務組合との連名による本件に関する報告書を個人情報保護委員会へ提出する運びとなりました。

尚、現時点において二次被害等は報告されておりませんが、今後とも情報収集を続けてまいります。

委託事業主様におかれましては、ご心配・ご迷惑をお掛けすること、深くお詫び申し上げます。

謹白

【個人情報保護委員会への報告、登録データ本人への通知に関する法的根拠】

**法**：個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）

**第２６条（漏えい等の報告等）**

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則＊１で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則＊２で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則＊３で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

**２**　前項に規定する場合には、個人情報取扱事業者（同項ただし書の規定による通知をした者を除く）は、本人に対し、個人情報保護委員会規則＊４で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

＊１：個人情報保護法施行規則第７条（個人の権利利益を害するおそれが大きいもの）、　＊２：同第８条（個人情報保護委員会への報告）、　＊３：同第９条（他の個人情報取扱事業者への通知）、　＊４：同第１０条（本人に対する通知）。　いずれも記載を省略します。

ＧＬ：個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）

**3-5-3-2 報告義務の主体**

　漏えい等報告の義務を負う主体は、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データを取り扱う個人情報取扱事業者である。

　個人データの取扱いを委託している場合においては、委託元と委託先の双方が個人データを取り扱っていることになるため、報告対象事態に該当する場合には、原則として委託元と委託先の双方が報告する義務を負う。この場合、委託元及び委託先の連名で報告することができる。なお、委託先が、報告義務を負っている委託元に当該事態が発生したことを通知したときは、委託先は報告義務を免除される（3-5-3-5（委託元への通知による例外）参照）。　（以下、省略）